

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年2月21日（平成29年（行情）諮問第65号）

答申日：平成30年1月29日（平成29年度（行情）答申第435号）

事件名：平成11年頃に公衆衛生審議会感染症部会等において特定疾患についてワクチンの有効性等が議論された際の議事録の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成11年頃に公衆衛生審議会伝染病予防部会ないし感染症部会において、インフルエンザ、水痘、肺炎球菌、流行性耳下腺炎など、ワクチンはあるが定期接種と位置づけられていない疾患について、ワクチンの有効性・安全性や定期接種に指定すべきかどうかなどについて議論された際の審議会及び部会の議事録」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成28年11月11日付け厚生労働省発健1111第5号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

不開示とした理由は、10年間の保存期間の満了により廃棄して保有していないというものであるが、10年間の保存期間が満了しているというだけで、物理的に厚生労働省内に開示請求に係る文書が存在しないとは考えられない。むしろ、予防接種行政の継続性を維持する観点からは、過去の審議経過を示す議事録は保存期間にかかわらず保存され、その後の同種の審議会における資料などとして使用されていると思われる。部会のもとに設置された予防接種問題検討小委員会の平成10年12月21日付け中間報告と平成11年7月5日付け報告書が旧厚生省のホームページで公表されていることから、その報告書作成のもととなった

議事録は存在すると考えられる。

(2) 意見書

ア 本件対象文書について

審査請求人は、本件対象文書につき、情報公開請求をしたところ、本件対象文書は、保存期間の満了により廃棄しており、不存在であるため不開示との決定を受けた（厚生労働省発健1111第5号）。

諮問庁である厚生労働大臣は、理由説明書（下記第3。以下同じ。）2枚目で、本件対象文書について、「公衆衛生審議会及び同審議会感染症部会の議事録（平成11年頃のインフルエンザワクチン等の有効性・安全性や当該ワクチン等の定期接種の指定に関する議論についてのもの。）」との記載をしているが、その表現は正確ではなく、本件対象文書は上記のとおりである。

イ 対象となる部会

審査請求人が、本件対象文書にかかる部会について、「伝染病予防部会ないし感染症部会」と記載しているのは、厚生労働省（旧厚生省）のホームページに掲載されている「予防接種問題検討小委員会中間報告について」（平成10年12月21日付け）においては、「公衆衛生審議会伝染病予防部会」のもとに「予防接種問題検討小委員会」が設置されていたと記載されており、同じホームページに掲載されている「予防接種問題検討小委員会報告書について」（平成11年7月5日付け）においては、「公衆衛生審議会感染症部会の下に設けられた小委員会」と記載されているためである（添付資料参照）。

したがって、厚生労働大臣が公衆衛生審議会感染症部会のみを対象として、文書の存否を探索したのであれば、不十分である。

ウ 本件対象文書が存在すると考えられる理由

厚生労働大臣の理由説明書の要旨は、本件対象文書の保存期間は10年であり、書庫や倉庫等を探索したが保有していないことが確認されたというものである。

しかし、厚生労働大臣が保有していないと述べていた文書が、後日、地下倉庫やロッカー等から発見された例は複数存在する。

たとえば、薬害エイズ事件においては、厚生大臣が存在しないと説明していた厚生省内部で同事件に関し検討したメモや議事録等がまとめられたファイル（いわゆる「郡司ファイル」等）が、各担当者のロッカーから発見され、大きな社会問題となった。

また、薬害肝炎事件においては、フィブリノゲン製剤の投与により肝炎に感染した可能性のある患者の個人情報に掲載されたリスト（いわゆる「418リスト」）に関し、患者のイニシャルや医療機

関名などを記載した個別の副作用報告書が厚生労働省に提出されていたにもかかわらず、厚生労働省はその存在を否定していたが、後日厚生労働省の地下倉庫から発見され、やはり大きな問題となった。

薬害肝炎事件に関し、厚生労働省が平成14年頃にフィブリノゲン製剤について調査をした際には、昭和30年代の承認時の文書も存在したし、その後昭和59年から平成10年にかけて行われた再評価に関する文書も存在し、全て開示された。

本件で審査請求人が開示を求めている文書は、厚生労働省が過去から現在、将来にわたり、連続して行っている予防接種行政に関する文書である。今後の予防接種行政について議論する際にも、過去の審議経過を確認する場面が出てくることは、容易に想定できるものであり、保存期間にかかわらず、保管されている可能性が極めて高い。厚生労働大臣らが不存在としていた文書が、後日発見された例に鑑みても、本件対象文書は存在するものと考えられ、その文書の性質に照らし、公開されるべきである。

添付資料

- 1 予防接種問題検討小委員会中間報告について（旧厚生省ホームページより）
- 2 予防接種問題検討小委員会報告書について（旧厚生省ホームページより）

※ 添付資料省略

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、平成28年10月13日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成28年11月24日付け（同月25日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 公衆衛生審議会感染症部会について

公衆衛生審議会は、公衆衛生に関する重要事項（精神障害者の福祉に関する事項及び一部の保健事業に関する事項を含む。）について、厚生大臣の諮問に応じて調査審議等を行っており、感染症部会（旧伝染病予防部会）はそのもとに置かれた部会の一つである。（本審議会は、平成13年1月の厚生労働省設置に合わせ、厚生科学審議会に統合された。）

本部会では、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、インフルエンザに関する特定感染症予防指針及び予防接種制度等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項についての審議が行われた。

(2) 原処分 of 妥当性について

審査請求人は、本件開示請求において本件対象文書について開示を求めている。

本件対象文書については、厚生省文書管理規程（平成9年厚生省訓第71号）29条1項2号に属する文書として10年保存としていたところ、既に保存期間が経過し廃棄したと考えられるが、念のため関係課室、書庫及び倉庫を探索した結果、保有していないことを確認した。

したがって、処分庁が本件開示請求時点で本件対象文書を保有していなかったとして不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、予防接種行政の継続性を維持する観点からは、過去の審議経過を示す議事録は保存期間にかかわらず保存され、その後の同種の審議会における資料などとして使用されていると思われるため、本件対象行政文書は10年間の保存期間が満了しているというだけで、物理的に厚生労働省内に存在しないとは考えられない旨主張するが、これに対する諮問庁の説明は上記3(2)のとおりであり、審査請求人の主張は失当であると考ええる。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年2月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年11月9日 | 審議 |
| ⑤ 平成30年1月25日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。これに対し、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（1）及び（2））において、本件対象文書の保有の有無について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 公衆衛生審議会（平成13年1月に厚生科学審議会に統合）の下に設置された感染症部会（旧伝染病予防部会）では、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、インフルエンザに関する特定感染症予防指針及び予防接種制度等、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する重要事項についての審議が行われた。

イ 本件対象文書については、厚生省文書管理規程（平成9年厚生省訓第71号）29条1項2号に属する文書として10年保存としていたところ、既に保存期間が経過し廃棄したと考えられるが、念のため関係課室、書庫及び倉庫を探索した結果、保有していないことを確認した。

(2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

文書管理簿を検索すると、「公衆衛生審議会伝染病予防部会（1998年度）」及び「予防接種問題検討小委員会（1998年度）」のファイル名が確認された。当時は書類を年度別につづるべきとはされていなかったため、年度を超えてひとつの案件として、議事録、配布資料などがつづられていたのではないかと思われるが、平成21年3月に既に廃棄されているので、つづられていた文書がどのようなものであったかについては、定かではない。

(3) 以上を踏まえ、検討する。

ア 文書の保存期間について

当審査会において、諮問庁から、厚生省文書管理規程の提示を受け、確認したところ、同規程の別表第2に各文書の保存期間が定められており、同表の2第2類（10年保存）として「（8）審議会等の議事資料及び議事録」が規定されていることから、諮問庁の説明のとおり、本件対象文書は10年保存とされていたものと認められる。

イ 文書管理について

当審査会において、諮問庁から、諮問庁の文書管理システムのうち、本件対象文書に係る管理情報に該当する箇所の提示を受け、確認したところ、「公衆衛生審議会伝染病予防部会（1998年度）」及び「予防接種問題検討小委員会（1998年度）」の行政文書ファイルについては、平成21年3月31日に保存期間が満了し、「廃棄済」とされていたものと認められる。

ウ 以上のことから、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記（1）及び（2）の諮問庁の説明に不自然、不合理な点

はなく、これを覆すに足りる特段の事情も存しない。また、探索の範囲についても不十分であるとはいえない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子